

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【公表番号】特表2011-522230(P2011-522230A)

【公表日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-030

【出願番号】特願2011-510894(P2011-510894)

【国際特許分類】

G 0 1 N 35/04 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 35/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月5日(2011.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体サンプルの医学診断分析を行うための分析器であって、

(a) 第1の円に沿って離間されるキュベットホルダの第1配列を有する第1のディスク型キュベットコンベヤ(12)と、

(b) 前記第1のキュベットコンベヤにより運ばれるキュベット(31)を第1の角度位置に位置付けるために、前記第1のキュベットコンベヤ(12)を、回転軸(43)の周りを回転させる第1の駆動手段(24)と

を含み、前記分析器はさらに、

(c) 第2の円に沿って離間されるキュベットホルダの第2配列を有する少なくとも第2のディスク型キュベットコンベヤ(11)を含み、

前記第1のキュベットコンベヤ(12)のキュベットホルダおよび前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)のキュベットホルダが、同様の形状および寸法をもつキュベット(31)を保持するように適合されており、

前記第1の円および第2の円の中心が、前記第1のキュベットコンベヤ(12)および前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)の共通の回転軸(43)である垂直軸上に位置しており、

前記第1のキュベットコンベヤ(12)および前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)が前記共通の回転軸(43)の周りを回転可能であって、

前記第1のキュベットコンベヤ(12)および前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)が、前記回転軸(43)に沿う軸方向において互いに離間されており、前記第1のキュベットコンベヤ(12)および前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)の間には空隙が存在し、

(d) 前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)により運ばれるキュベット(31)を第2の角度位置に位置付けるために、前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)を、前記垂直回転軸(43)の周りで回転させる少なくとも第2の駆動手段(25)であって、前記少なくとも第2の駆動手段(25)の作動が、前記第1の駆動手段(24)の作動から独立している駆動手段と

を含むことを特徴とする分析器。

【請求項2】

中の気温が所定の値に調整および維持されるチャンバを画定するハウジング(15)をさらに含み、前記第1のキュベットコンベヤ(12)および前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)が前記チャンバ内に位置づけられている請求項1記載の分析器。

【請求項3】

前記第1のキュベットコンベヤ(12)および前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)それぞれの外周に近接して位置づけられ、前記第1のキュベットコンベヤ(12)のキュベットホルダの1つから、前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)のキュベットホルダの1つへと、キュベット(31)を移動させるように適合され、および/または逆の場合もまた同様に移動させる第1のキュベット移動装置(14、WSF)をさらに含む請求項1記載の分析器。

【請求項4】

前記第1のキュベット移動装置(14、WSF)がさらに、前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)のキュベットホルダの1つからキュベット(31)を取り除き、該キュベット(31)をキュベット排出装置(13)へと移送するように適合される請求項3記載の分析器。

【請求項5】

前記第1のキュベット移動装置(14、WSF)がさらに、前記少なくとも第2のキュベットコンベヤ(11)のキュベットホルダの1つから処理位置へと前記キュベット(31)を移送し、前記処理位置から再び前記キュベットホルダへ、またはキュベット排出位置(13)へと移送するように適合される請求項3記載の分析器。